

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂宮城角田店

角田市角田字緑町1-12 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷 辰弘

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割445番地

3 市町村の意見の概要

- (1) 廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の減量化、資源リサイクルのための施策を積極的に実施するよう配慮願います。特に、改正後の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、レジ袋等の削減等の取組みに配慮願います。
- (2) 廃棄物について、店舗及び駐車場等における、ごみの飛散等による周辺の地域への影響がないよう配慮願います。
- (3) 防災について、災害発生時の避難場所として駐車場等の一部を使用、さらには販売物品の緊急時における提供について御協力願います。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、大河原地方振興事務所及び角田市役所

6 縦覧期間

平成19年6月20日から平成19年7月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）